

うちなーぐち ゆ にほんこくけんぽー
沖縄口さーに読む日本国憲法

沖縄キリスト教短期大学「アジア研究」に朗読資料として使用

わ たーにほんこくみの また じー てーしち いち なたやし
我っ達日本国民一、全さる義、大切につし、何時までん灘易く
く 暮らさりーる世ぬ中 作いし、肝ぬ底から願とーいびーん。

たみ みー いくさ やくすくぐとさだ
うぬ為に、三ちぬ、いかなしん戦一さんでいる約束事定みやび
たん。

こー みー にかし しけー いくさ い
一ち目、昔、世界をてー、「戦すんどー」んで言ちからやれー、
いくさ ゆた ぐと な わ たー な
戦しん宜さる如成とーいびーたしが、我っ達や、うれー成らん、
がつてんな
合点成いびらん。

わ たーくに あ めー ぐと ちゅー むと ぐと
我っ達国ぬ当たい前ぬ如っし強く求みーる事、
えーて くに ち いくさどーぐちか ちゃ
相手ぬ国ぬ聞かんくどんでち、「戦道具使いしが如何ーが」んで、
うど うみ くと
恐るさ思ーしみーる事ーさびらん。

くに くにたげ かんげ かた あー な
あまぬ国どくまぬ国互ーに、考一方ぬ合らん成たい、
いるいる む ぐと う ふと たみ
色々ぬ揉み事ぬ起くでん、うり解ちゆる為んでち、
いくさどーご ちか
戦道具一使やびらん。

ぐと ちゃ ぐと わき いち ゆー
くん如っし、如何ん如ーる訳ぬあでん、何時ぬ世までん、
いくさ くと やくすく
戦一さびらんでる事、約束さびーん。
たー みー よー うむむ そーむぬ たみ
二ち目、くぬ様な趣ち、正物んかいなする為、

いくさ すな い
戦ぬ備わいんて言ーしえー、ちゃーしんさびらん。

りくぐん かいぐん かくへーき せーぶつか がくへーき せんとーき
陸軍やてん、海軍やてん、また核兵器、生物化学兵器、戦闘機、

ぐんかん せんしや ちゃ ぐと いくさ すな む
軍艦、戦車やてん、如何ん如ーる 戦ぬ備わいやてん、持ちちゃびら
ん。

わかむの ひーたい ちよーへーせーど い
「若者ー、兵隊なりよー」する 徴兵制度んて言しん、

に ども
二度ーさびらん。

いくさ すな ね いくさ
戦ぬ備わいぬ無ーらんねー、戦ーないびらんせー。

うりから、なーちやいびーしが、くに いくさ
国ぬ「戦すんどー」んて

けんり い がつての な みど
いる権利んて言しん、合点ー成いびらん、認めみやびらん。

だいきゅーじょー いくさ ほーき いくさ くと
くりど第九 条ぬ 戦ぬ放棄、戦ーさびらんでいる事

やいびーん。

大原穰子『おくにことばで憲法を』（新日本出版社）の日本国憲法第9条の
沖縄語版をもとにして沖縄語を研究し、研究者の言葉で沖縄文字を使って書いてみた。

（参考）

日本国憲法第9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動
たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段とし
ては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国
の交戦権は、これを認めない。